⑼　本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者に代えて技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者を技術提案書のヒアリングに参加させたい場合、技術提案書提出者からの申し出により参加を認める試行業務である。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア　単体企業

1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。

3）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

⑶　参加表明書に関する要件

1）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア　同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成16年度以降（公示日時点で完了している業務も対象とする）に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、特殊法人等（注１）、都道府県、政令市が発注した、下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［１］　同種業務：高規格幹線道路又は地域高規格道路に相当する道路の予備設計業務

［２］　類似業務：高規格幹線道路又は地域高規格道路に相当する道路の概略設計又は詳細設計業務

（注１）　ここで言う特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、東日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人を含む）をいう。

イ　実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年３月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ　国土交通省発注（北海道開発局、港湾空港関係事務に関することを除く）の平成21年度から24年度に完了しＴＥＣＲＩＳに登録されている土木コンサルタント、測量及び地質調査の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

2）配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成26年７月９日を予定する。

ア　予定管理技術者、及び予定担当技術者に求める資格　予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として指名されない。予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術評価点のウェートは０点となる。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）

イ　予定照査技術者に求める資格　予定照査技術者は以下のいずれかの資格を有する者とする。以下の要件を満たさない場合、提出された技術提案書は無効とする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）

3）配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

ア　予定管理技術者及び予定照査技術者

予定管理技術者及び予定照査技術者は、１）参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

イ　予定担当技術者　予定担当技術者は、平成16年度以降（公示日時点で完了している業務も対象とする）に完了した業務において、公共事業を実施する国、特殊法人等（注１）、都道府県、政令市が発注した下記［１］若しくは［２］の実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。（再委託による業務の実績は含まない）ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［１］　同種業務：高規格幹線道路又は地域高規格道路に相当する道路の予備設計業務

［２］　類似業務：高規格幹線道路又は地域高規格道路に相当する道路の概略設計又は詳細設計業務

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。